

株式会社早蕨看護臨床研究所における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程

清水久和（代表者）制定
令和7年7月28日

（目的）

第1条 この規程は、株式会社早蕨看護臨床研究所の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

（組織の責任体制）

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を代表取締役と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を看護臨床研究所所長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を看護臨床研究所所長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を看護臨床研究所所長と定める。

（組織、研究を行う職）

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは以下のとおりである。

看護臨床研究所（研究員）

（研究計画の策定）

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを最高管理責任者に提出するものとする。

（研究の実施）

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、研究所の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、データを適切に保管し、必要に応じて開示に応答し、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを最高管理責任者に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは看護臨床研究所、補助金の経理管理等の事務は、看護臨床研究所が所掌する。

2 看護臨床研究所は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。

3 看護臨床研究所は、業者が事務部に持ち込んだ物品について、発注者とは異なる事務補助が品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究所に納品させる。

4 看護臨床研究所は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。

5 看護臨床研究所は、研究員からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

株式会社早蕨看護臨床研究所業務関連図

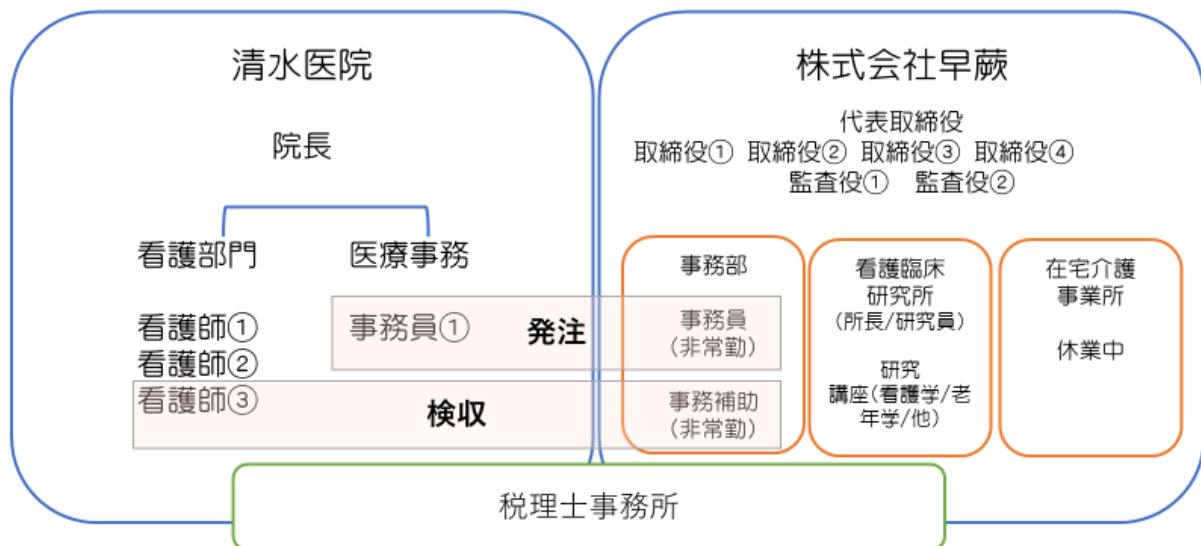


図1 株式会社早蕨看護臨床研究所業務関連図

(内部監査)

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

2 内部監査は、法人監査役及び法人税理士が行う。

3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育等)

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込ん

だ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に、捏造（ねつぞう）、「改ざん」、「盗用」などの不正行為を防止するよう、また定期的に研究者としての倫理的態度を養うよう教育を行う。不正行為とは、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものである。
- 3 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等について、次の通りとする。

不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口は、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）である代表取締役とし、相談窓口と称し、株式会社早蕨におく。連絡先は、代表取締役の携帯電話とする。

相談窓口への不正行為告発の基準は、不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等とする。

不正行為の調査者は、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）である代表取締役とする。

不正行為の調査体制は、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）である代表取締役が指名する、研究者と利害関係のない外部有識者を調査委員会委員として設置する。この委員会は、不服申立ての審査・再調査も実施できる。

調査委員会の委員について、告発者及び被告発者（調査対象者）は、期間内に異議申立てをすることができる。

相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱をしてはならない。

告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間は、概ね一月とする。

予備調査は、告発内容の合理性、調査可能性について、概ね一月以内に実施する。

予備調査の結果本調査を行うことを決定した場合、および本調査の結果、不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、不服申立ての却下や再調査開始の決定、再調査の結果などは、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告する。

本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる（認定する）までの期間は、概ね 6 ヶ月とする。不服申し立てによる再調査は、概ね 6 ヶ月の期間とする。

調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。このうち、公表する調査結果の内容（項目等）は、不正行為の内容、頻度などとする。

本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

（法令等の遵守）

第 11 条 株式会社早蕨及び看護臨床研究所に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 1 月 28 日に改訂した。